埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号告 宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部 て一般の縦覧に供する。 道路

平成三十一年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進

道路の 種類 県道

線 春日部久喜線

 \equiv 道路の区域

旧 新 B	旧 A	旧 新 別
まで大字国納字横町六八一番一地先一三四六番一地先から同郡同町一三四六番一地先から同郡同町	まで大字国納字横町六八一番四地先一三七〇番一地先から同郡同町一三七〇番一地先から同郡同町	区間
二六・〇〇〜	八・三六~	(メートル) 敷地の幅員
	一六一・七〇	(メートル) 長
旧Aは宮代町道として引き継ぐ。		備考